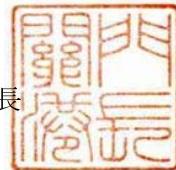


平成24年3月12日

関係各位

関門港長



### 関門航路早鞆瀬戸における航法改正等の周知について（協力依頼）

平素より海上保安行政に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、関門航路は長く屈曲し、特に早鞆瀬戸においては変則的な潮流の影響を受け、船舶海難が多発する海域であり、海上保安庁では、これまで海難防止のために必要な航行安全対策に取り組んできたところであります。

その一環として、早鞆瀬戸における船舶交通の安全対策について、昨年度、学識経験者及び海域利用者等の方々からなる「関門航路早鞆瀬戸における船舶航行安全対策調査専門委員会」を開催し、同海域における過去の海難を分析するとともに、潮流が航行船舶に及ぼす影響等について調査し、検討した結果、同海域での衝突・乗揚げ海難を防止するためには「早鞆瀬戸における優速4ノット以上への引き上げ」「早鞆瀬戸水路における追い越し禁止」「早鞆瀬戸における海域の特殊性等についての情報提供」が必要であるとの提言が取りまとめられました。

海上保安庁では、同委員会での提言や航路の整備状況等を踏まえ検討した結果、船舶航行の安全性を向上させるため港則法施行規則（昭和23年10月9日運輸省令第29号）の一部を下記概要のとおり改正することとし、本年3月12日、「港則法施行規則の一部を改正する省令」（国土交通省令第15号）が公布されることとなりました。

つきましては、貴傘下の船舶運航関係者等に対し周知して頂くとともに、別添リーフレット（4カ国語）の利用促進につきご協力方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 関門航路早鞆瀬戸における新しい航法

###### ① 早鞆瀬戸における優速4ノット以上の確保（平成24年5月1日施行）

潮流をさかのぼり早鞆瀬戸を航行する汽船は潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力を保たなければなりません。

###### ② 早鞆瀬戸水路における追い越し禁止（平成24年5月1日施行）

早鞆瀬戸水路では他の船舶を追い越してはなりません。

##### 2 関門航路及び関門第二航路の拡幅（平成24年3月29日施行）

#### 【問い合わせ先】

門司海上保安部 航行安全課 （担当：専門官 宮本）

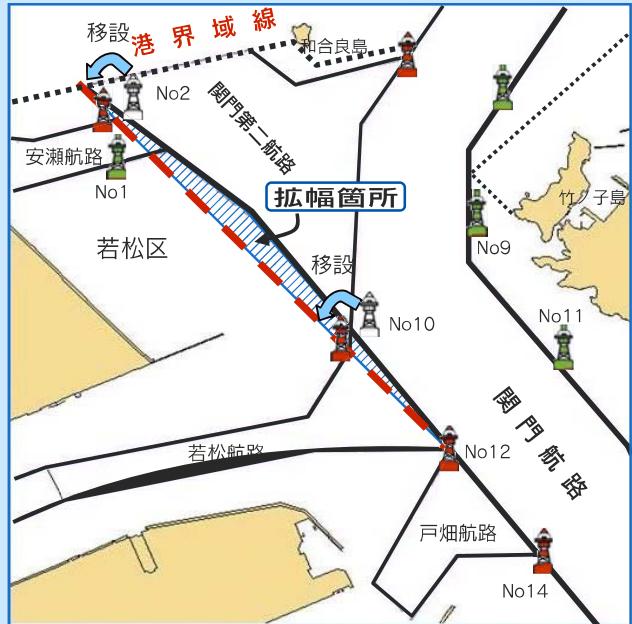
北九州市門司区西海岸1丁目3-10 TEL. 093-321-0398 FAX. 093-331-1168

\* 法改正の詳細については、下記ホームページアドレスをご覧下さい。↓

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/moji/kouhou/kouhou.htm>

# 平成24年5月 関門港の特定航法が変わります！

## ～関門第二航路法線～ 【H24.3.29 から】

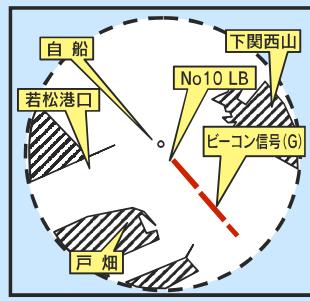


### 【変更箇所の概要】

- ◆航路の拡幅：関門航路第12号灯浮標から、現行の関門第二航路北九州市側航路法線の西端と港界域線との交点を結んだ線（左記青色斜線区域）まで拡幅します。
- ◆航路標識の移設：法線変更に伴い、関門航路第10号灯浮標及び関門第二航路第2号灯浮標を変更後の航路法線上に移設します。

現航路法線： —————  
港界域線： ······  
変更後法線： - - -

## ～関門航路第10号灯浮標の レーダービーコン信号～



### 【変更箇所の概要】

関門航路第10号灯浮標の移設に併せ、同灯浮標に設置されているレーダービーコンの信号が、「—···」からモールス符号G「-·-·」に変わります。

《レーダー画面イメージ》

## ～早鞆瀬戸における航法～

### 早鞆瀬戸の新しい航法 (H24.5.1 から)

優速  
4ノット  
以上

潮流をさかのぼり早鞆瀬戸を航行する汽船は潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力を保たなければなりません。

【改正】港則法施行規則第三十八条第一項第五号】  
※優速：潮流をさかのぼって航行する速力

追越し  
禁止

早鞆瀬戸水路では他の船舶を  
追い越してはなりません。

【改正】港則法施行規則第三十八条第二項】  
※早鞆瀬戸水路：関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所  
から130度に引いた線との間の関門航路



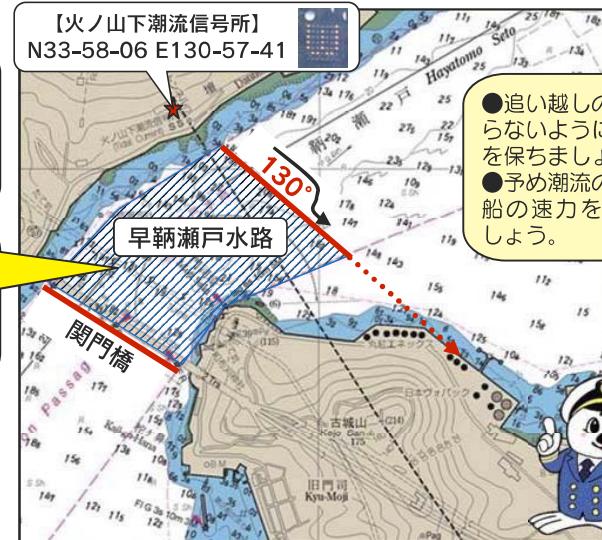
関門航路では、できる限り航路の右側を航行しなければなりません。【現行：港則法施行規則第三十八条第一項第一号】



【火ノ山下潮流信号所】  
N33-58-06 E130-57-41



早鞆瀬戸水路



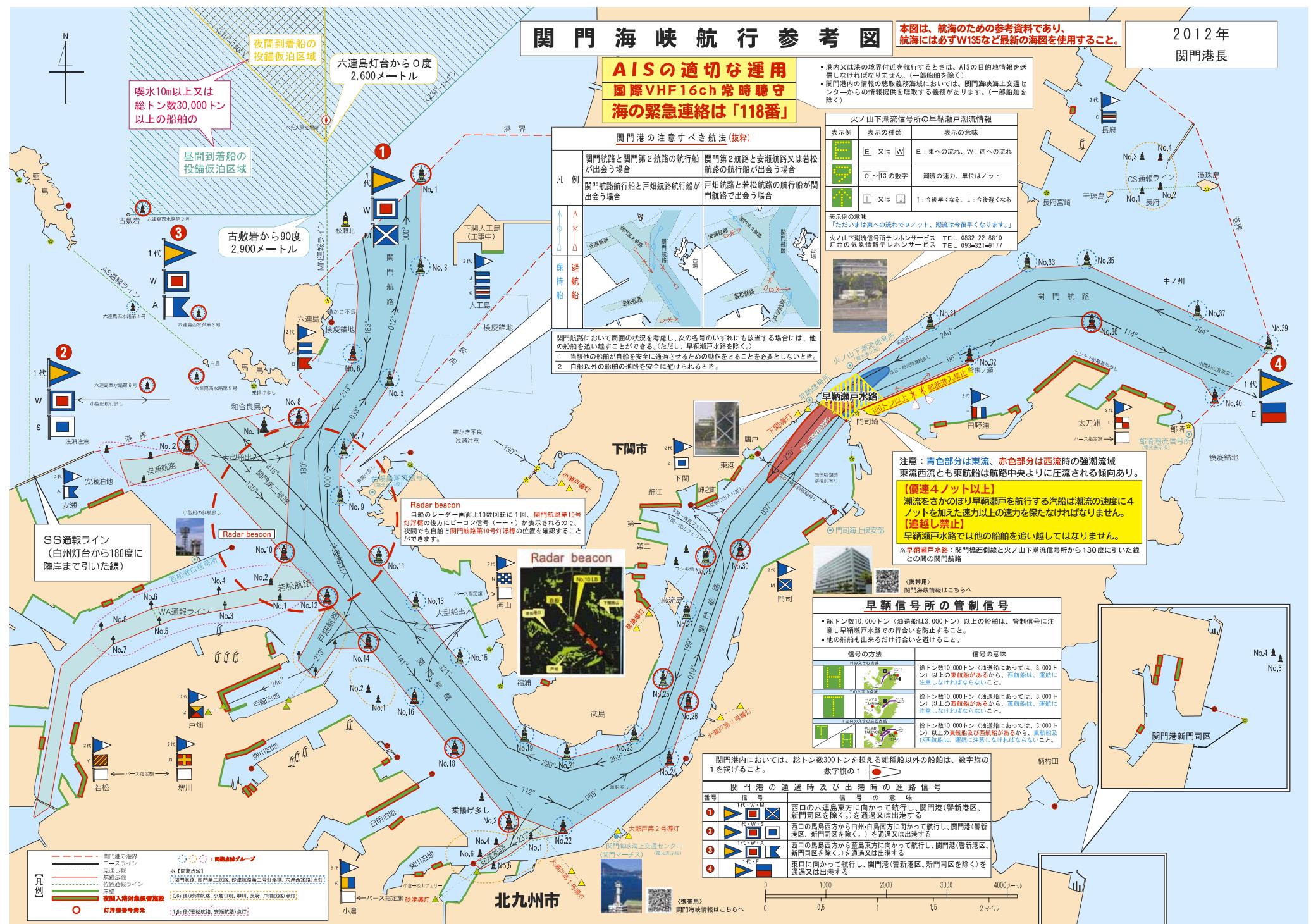
- 追い越しの関係にならないように船間距離を保ちましょう。
- 予め潮流の速度と自船の速力を確認しましょう。



# 関門海峡航行参考図

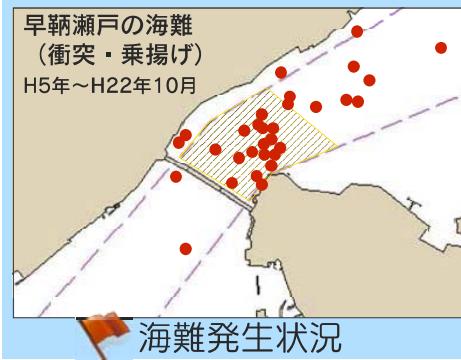
本図は、航海のための参考資料であり、  
航海には必ずW135など最新の海図を使用すること。

2012年  
閩門港長

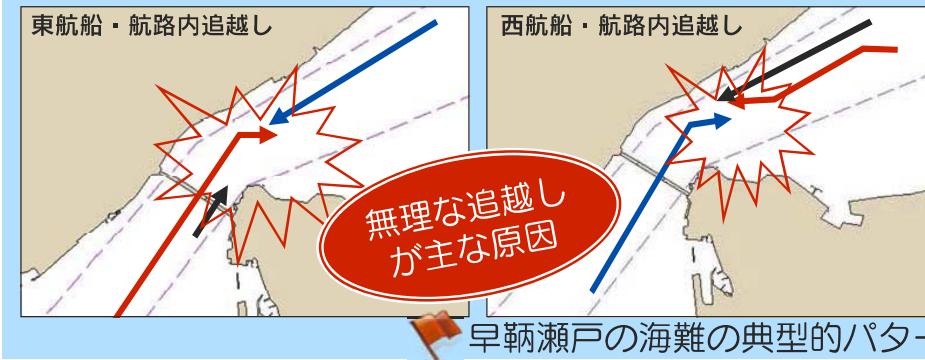


# 安全な航行のために

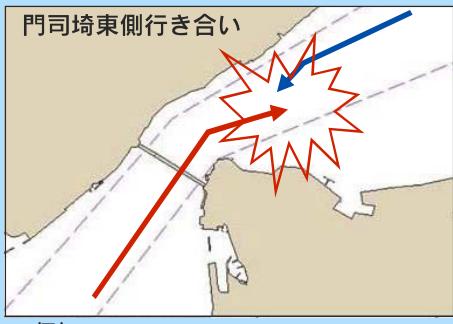
## ～早鞆瀬戸は危険！日本有数の航海の難所！～



海難発生状況



早鞆瀬戸の海難の典型的パターン例



### 早鞆瀬戸の主な航法

優速  
4ノット  
以上

潮流をさかのぼり早鞆瀬戸を航行する汽船は潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力を保たなければなりません。

【改正：港則法施行規則第三十八条第一項第五号／H24.5.1から】  
※優速：潮流をさかのぼって航行する速力

追い越し  
禁止

早鞆瀬戸水路では他の船舶を追い越してはなりません。

【改正：港則法施行規則第三十八条第二項／H24.5.1から】

右側航行  
の励行

できる限り航路の右側を航行しなければなりません。

【港則法施行規則第三十八条第一項第一号】



※早鞆瀬戸水路：関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所から130度に引いた線との間の関門航路

優速4ノット以上の速力の保持が困難な船舶には、航路外での待機を指示する場合があります。

自船の速力を十分勘案して、速やかに通過して下さい。



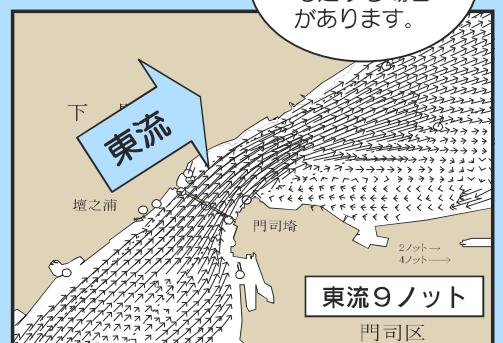
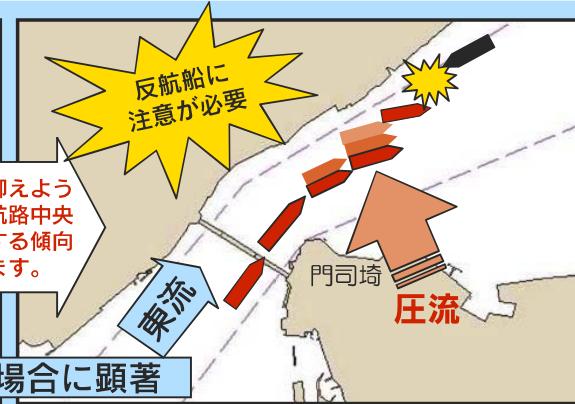
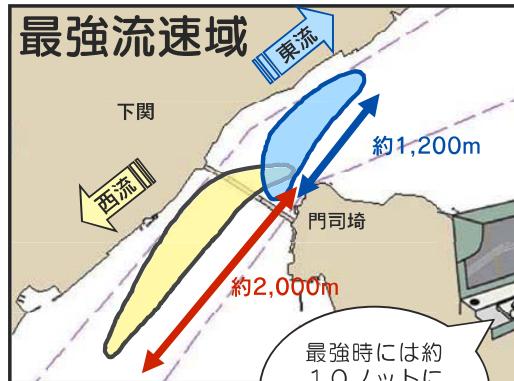
### ⚠【早鞆瀬戸を通航する際の注意点】

安全に航行するには…

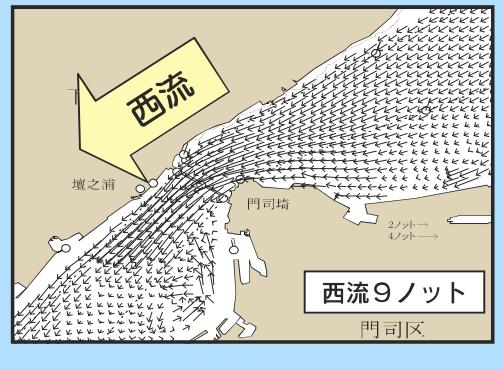


- 順流、逆流とも潮流の速度を超えて4ノット以上の速力を確保することにより、より安定した状態で操船することができます。事前に潮流の情報を確認しておきましょう。(テレホンサービス：093-381-3399)
- 追越しとならないように先行船に対して安全な船間距離を確保しましょう。

# 早鞆瀬戸における潮流の状況とその特性



早鞆瀬戸の潮流図の例



**注! 意** 低速力では、門司崎沖で航路中央寄りに圧流されます。

潮汐表の潮流は、予測値であり、実際の潮流はそれを上回る場合がありますので注意が必要です。



※ 低速力とは、潮流の速度を超える船舶の速力が4ノット未満の速力のことです。



問い合わせ先：第七管区海上保安本部交通部安全課  
〒801-8507 北九州市門司区西海岸1丁目3-10

電話(093)321-2931 FAX(093)322-1211 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/>